

指定外来種等による生態系等に係る 被害の防止に関する条例について

粟島浦村長 本保 建男

この条例は粟島浦村の生態系の維持を目的に定められています。指定外来種を持ちこむためには事前に許可・申請が必要となります。

指定外来種とは？

- 条例により村長が指定した、繁殖すると生態系への影響が大きいいため、持ち込みと飼養に条件のある動物です。



シカ



ウサギ



イノシシ



サル



ヤギ



タヌキ



クマ



アライグマ

他に、リス、ノネコ、ハクビシン、アナグマ、ヌートリアが指定されています。

以上の動物を一時的に持ち込む場合でも
許可・申請が必要となります。
事前に下記担当までお問合せください。